

につきましては五十六年度分より適用し、五十五年度分までにつきましては従前の方法で適用していくという附則の読みかえがございいます。

以上、雑駁でございいますが、非常にわからないような説明でございいますが、地方税法の改正に伴いまして、このような措置で当市の条例も改正してこういうことが骨子でございいます。

以上、はなはだ簡単でございしますが、御説明にかえまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって報告第一号は原案

のとおり承認いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第四報告第二号専決処分の承認を求めろことについて（昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第九号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第九号）につきまして御説明申し上げ御承認を得たいと思います。

報告第二号専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本案もただいま議題といたしましたのと同様地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議会を招集するいとまがないと認め、昭和五十五年度一般会計補正予算第九号を専決いたしましたので、同条第三項の規定によりまして報告をいたし、御承認を求めようとするものでございま

す。

その理由といたしましては、年度末日におきまして都の補助金の決定によります収入増加と、それから収益事業の好成績によりまして予想以上の収益金の増が見込まれたので、財政調整上の措置といたしまして、仮称第八小学校建設基金に積み立てを行い、今後の財政需要の円滑化を図ろうとするものであります。また、特別会計であります下水道事業会計に対する大蔵省における地方債減債資金のわくが不足を来しまして、そのため当市で予定しておりました地方債に影響がありました。下水道事業会計の財源に不足が生じたため、これを補てんする方途といたしまして、一般会計債の一般公共事業債によりまして措置することになりましたので、この予算措置等も含め、今回の補正を専決いたしました次第でございます。

それでは内容につきまして予算書により、御説明を申し上げたいと思います。

まず一ページでございますが、歳入歳出の総額に対して一億二千五百八十三万

六十円追加いたしましたしまして百三億三百二十八万七千円といたしたいということでございます。

地方債の補正につきまして二表で御説明申し上げます。
次に、まことに恐縮でございますが、五ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の関係につきまして内容的に申し上げますと、都支出金の都補助金で調整交付金が確定いたしましたして、一億九十一万三千円が確定と相成った次第でございます。その追加分といたしまして一千五百四十三万六千円と、それから振興交付金の六千六百六十万円を追加するわけでございますが、交付決定額が五十五年度七千七百五十万円に決定に相成った次第でございます。三月三十一日末日に決定ということで、今回七千七百三万六千円を追加いたしましたして、合計二億三百三十三万三千円と都補助金が相成る次第でございます。

次に諸収入といたしまして、収益事業収入は四十六百万円追加いたしましたして一億七千万円といたしたいということでございまして、この一億七千万円につ

きましては最近の状況によりまして最終配分決定がなされまして、予想といまして一億七千二百万円になるのではないかというふうに現在のところまだ確定していませんが、一応配分が予想されております。したがって今回三月三十一日の収益の状況におきまして四千六百万円を追加いたしましたして一億七千万円といたす次第でございます。

次に六ページでございますが、六ページにつきましては先ほど申し上げましたとおり下水道事業債が不足をいたしましたしてこれが一般会計の下水道事業債の措置といたしましたして、一たん市の一般会計に入りましてから下水道会計に繰り出すということになりまして、一般会計が市債で二百八十万円を借り入れる形と相なります。

七ページでございますが、歳出につきまして御説明申し上げますと、衛生費の清掃費につきましては財源内訳の補正でございますして、市町村調整交付金が決まりましたので一般財源を調整交付金に振りかえるということにより措置していく。

次に土木費につきましても同じように事業の関係でございますので、振興

交付金を八百三十万円振りかえる。

次に八ページでございますが、ただいま御説明申し上げましたように二百八十万円を一般会計から下水道に繰り出すということになります。

次に消防費でございますが、消防費につきましても振興交付金を一般財源に充当いたしますので、その財源措置として振興交付金をもって充てるというふうに措置しております。

次に九ページ、学校管理費でございますが、まず小学校費の関係で、国都支出金のところで五百九十九万七千円を減額しておりますが、これは調整交付金で当初充当しておりまして、調整交付金につきましては児童の養護人件費等には充当できないという関係の指示がございまして、したがって、この財源措置は一般財源で措置をいたしまして、その振りかえとして後ほど説明いたしますが、中学校費の方へ財源措置をしていくという操作をしております。

次の学校整備費につきましても、振興交付金二千四百四十万円を財源充用いたしました措置でございます。

それから中学校費につきました、先ほども申し上げましたとおり調整交付金の五百九十九万七千円を一般財源から振りかえまして予算措置をしております。

学校整備費につきました、やはり振興交付金を充てまして、財源の充当額を一般財源から振興交付金をもって充当していくというふうにしております。

次に二ページでございますが、同様建設事業費でございますので、振興交付金を一般財源に振りかえて充当している。

次に諸支出金の仮称第八小学校建設基金費でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり財源の留保をいたしまして、財源調整のために一億三千万円を積み立てようということでございます。したがって、この措置をいたしましては、まず一億三千万円の内訳として調整交付金を一千五百四十三万六千円充てまして、それから振興交付金六十万六千円、収益事業の関係四百六十万円、予備費を六百九十六万四千円、合計いたしまして一億三千万円を積み立てようとするものでございます。

〔内
言は
訂正
あり
あり〕

今回の積み立てによりまして総額八億二千四百五十八万四千六百三十七円といふ積み立て金額となります。したがって、さらに五十六年度は一億三千八百万円ほど積み立てますので約九億六千万円の積み立てとなりますが、現在の実際の金額としては「約一億五千五百万円」が小学校の用地としての必要額でございます。

次に二ページでございますが、予備費を先ほど申し上げましたとおり、積み立ての方に六百九十六万四千円を積み立てるための減額でございます。したがって、総額が予備費につきましたは三千四百九十八万一千円が今回の予備費の残と相なる次第でございます。

まことに恐縮でございますが、元に戻りまして三ページをお開きいただきたいと思います。

地方債補正でございますが、二百八十万円を今回流域下水道事業に対して、一般会計が繰り入れしまして、これはほとんどむつきと同じように下水道事業会計に繰り出し分として繰出金を出す次第でございます。利率は九%以内で実際に五十六年五月一日以降八%くらいになりますので、

いうわけで一般財源にしておいたものが、調整交付金やその他でこういうふうになつてきたか、その根拠です。当初予定したものがどういうわけでこういう経過をたどつて振りかえを今回したのか、それにはもちろん主要建設事業としての問題もありました。今回の別表で来ている一般会計補正予算第九号の資料等を見ましても、何かいふ少し説明してもらつた方がよろしいのではないかと思つたわけです。

それから、先ほどの小学校費の学校管理費が調整交付金では充てられないんだということであると、しかし、調整交付金が充てられないというものを、当初予算との計画でなせこういうふうなことで一般財源というものがここへ充てておいたのか。調整交付金は出せないということが改正になったのか。いつからそういうふうになったのかという問題もある。中学校はいが小学校は調整交付金からは充てられないということは、最近この制度が変わつたのかどうか。それでないと当初があるはずなんです。たのか。そういう問題も出てくると思つたので、これらをいふ少し内容的に説明を、事業も含めて、こういう事業でこうだったからこういうふう

になつて、これだけの一般財源を都の支出金の方から出すことができたんだとか、あるいは一部には逆な面もありますけれども、逆な面はともかくとして、この減になったことは結構ですけれども、その内容をひとつ説明願います。

○企画財政部長（生子国利君） 第一問の関係でござりますが、二百八十万円の市債の関係でござります。

これはたしかにいままでこういう例はございません。初めてのケースでござります。そこで市債につきましては先ほど説明申し上げましたとおり、大蔵省そのものは当初下水道事業債として統括的にはその枠でできるというふうな計算をしたと思ひます。ところが実際に集計をしてみた結果、金額が不足した。枠がなくなつたということで、これは当市だけではなく、各隣接市町村もほとんど同じように枠が足らなくなつた。そこでその方法として一般会計の方の事業債というもののについて——都市下水道というものについては地方債を出せるということがあります。そこで一般会計の方の地方債から都市下水路として一応一般会計へ出さなければなら

ない。これは確かに準公営企業特別会計になっておりますので、本来ならこれは一般会計の中で下水道事業を行つても違法ではないわけです。一般会計の中でやっていたら当然そこに入つてきますけれども、この市でも準公営企業会計でございますので、別個に分けてまして、したがって先ほど申し上げましたとおり、わくがなくなったために一般会計の方の枠で措置してやろう、ただし、それはあくまでむづかしいです。これは都市下水道路に使う起債でありますよということでも繰り出しをする以外にないわけでございます。

ただ私も、一番ここで考えたのは二百八十万円の金額です。手間と年数も二十五年くらいの長い期間でございますので、手続や何かをやつていくと、二百八十万円を一般財源から出してやたら一番せわがないのではないかと考えたわけでございますが、その反面、下水道の起債というものについては、利子、元金は交付税でみてくれます。ですから長い間、二十五年の間でおそらく交付税で全部みてくれるのじゃあないか、そういう意味からいうと、起債をたん借りて、それを交付税で措置した方が得だとい

うことで、手間暇をかけますと二百八十万円程度でしたら一般会計から出した方がいんじゃないかという考え方もありましたけれども、そのような将来的なことも考えますと、一応借り入れをしようということ、二百八十万円お借りするということを決意して、そこから繰り出しをしていくというところで、この二百八十万円の特例的な問題がありますので、今後おそらく都としても国に対してそういうことのないよう申し入れをすると思います。事実これは後ほど特別会計で建設部長から話があると思います。これは三月に補正を組んでおりまして、それがすぐに変更になったことについては枠がなくなつてきたということであり、それは集計した結果がそうなっております。

以上のような理由で、今回特別な措置をした次第でございますので、御理解いただきたいと思います。

○税務課長（岩崎好亮君） 二番目の質問と三番目と関係があるかと思ひますが、主として振興交付金及び調整交付金の質問と思われれます。一つは、どうして振興交付金なり調整交付金が三月に振りかえられ

て一般財源の財源になったかという経過でございしますが、これは一つには東京都の昨年二月前後で、五十五年度予算でございしますが、予算の執行でいままでは振興交付金の特定分と一般分でございしましたが、振興交付金のいままでの考え方を改めまして、市町村調整交付金という名称になったと、それから建設の部分の方が振興交付金という名称になった。したがいまして、昨年三月の定例会でも東京都でも論議されたそうでございすけれども、そのような経過がございまして、私どもの方の昨年の当初予算の段階ではなかなか把握ができなかったのではないかと考えられます。

さらにその交渉の経過でございすけれども、振興交付金の方の問題でございすですが、これは先ほど資料の方でちよつと質問があったと思いますけれども、六千百六十万円ほど増額になっております。これは東京都に対してまして国の補助金あるいは都の貸付金等のめんどうを見られなかった分、いわゆる一般の建設分に対して東京都に見ていただく額でございす。私の方では一般単独分がこれだけありますから、ぜひ東京都に振

興交付金をいただけないかということを昨年からずっとやってきまして、最終的には三月に決まったという経過がございす。

ただ非常に言いにくい話でございすけれども、東京都そのものの財政が厳しゅうございすから、私どもで最初に、たとえば十二月とか三月の段階にもあげてもいいんではないかという御質問もございすけれども、東京都の財源等が苦しいようでございすので、一番最後の三月にやっと決めていただいたという経過がございまして、その前から東京都の振興交付金をいただくんだというふうな予算がなかなか組めなかったというのが実情でございす。そういう関係で六千百六十万円の方が後になったということです。それからもう一つ御質問のございしました市町村調整交付金の問題でございす。

ページではたしか九ページの問題の五百九十九万七千円の振りかえの問題で御質問がございましたが、これは学校管理費で五百九十九万七千円小学校で組んでおりましたところを、中学校の方の教育振興費の五百九十九万七千円に振り分けたということとでございすですが、先ほど御質問の

小学校の学校管理費で充当していたのが、私どもでは学童擁護員の支給額に対していただけないかという申請をしていましたところ、これは調整交付金の趣旨からしまして人件費等でなくて備品とか消耗品だとか、学校振興に使っていただきたいというように制度的に趣旨が変わったということでございます。したがしまして小学校の学校管理費を、中学校の振興費に充てております。

なお、参考でございますが、小学校の方の振興費の中にも調整交付金は該当しておりますけれども、ここでは補正の段階で小学校の学校管理費を中学校の教育振興費に充てたということでございます。なを、充てたものにつきましては、教育では小学校の教育振興費と中学校の教育振興費です。ただ小学校の教育振興費は予算で組んでありますので、ここで補正をしなかったということでございます。

○十六番（貫井喜代次君） 大体わかりました。ただ当初予算の事業の内容的なものを聞きたかったのですけれども、大体いまの説明でわかりましたが、いまの説明による振興交付金と調整交付金の関係と財源振りかえ

というふうなもののようです。しかし、ここに両方一般財源に振り分けたとしてもまだ八百万円ばかり差額があるんですけれども、これはどこから八百万円ばかりを充当しているのか。これは予備費やその他でいえば一般財源に入ろと思うんですけれども、やはり振興交付金と調整交付金が来たから全部一般財源を減にしたんだということになると、八百万円ばかり細かくは七百九十九万七千円ほどがどこから出たのかという問題もあります。これはいろいろ差し引きして、前からのものをやっているか細かいものが出ないと思うが、簡単にやってみますと約八百万円がそれ以外から出ているということは那邊に原因があるのか。

それからいま一つは、最後に説明があった学校管理費の学童擁護に充てるという予定でいたところが、これがためだということであると、そういうことで中学校の振興費の方にそれを振りかえて、差し引きこれはゼロになるわけですけれども、学童擁護員に充てるという当初の計画がそれでよかったのかどうか。それは考え違いでそのようなことになつてきたのか。先ほど私が質問したように、今回それが改正されたのか。こういう点、この

二つだけお願いいたします。

○税務課長（岩崎好亮君） 先ほどの質問に古足らずでございました。

五十五年度の当初予算でたしか学校管理費で組んでいたのが間違っていたのかどうかという御質問でございますが、これは去年の二月ないし三月の段階で調整交付金になり振興交付金が組まれました関係で、当時としては学校管理費でも間違っていたかどうかとなりますと、非常にむずかしいですが、当時においてはやむを得なかったのではないかと思います。

したがって、私も申請をした段階で学校管理費でなく、学校管理費のいわゆる学童擁護の給与費に充てないで、教育の振興なり備品等のところに充ててくれないうことではございまして、間違ひであつたかどうかとなりますと非常にむずかしいが、当時としてはやむを得なかったのではないかと思います。

○企画財政部長（生子国利君） ただいまの質問の充当額の不足でございしますが、これは合計しないとわかりませんので、時間をちょっといただければ計算して御回答をしたいと思います。

○十六番（貫井喜代次君） 計算はしてあるので私から申し上げますと、清掃

費の一般財源からの減が一十五百四十三万六千円、土木費が八百三十万円、

消防費七十万円、小学校の学校整備費が二十四百四十万円、中学校

費が二千二百三十九万七千円、それから学校給食費が一十百八十万円、合

計八十三百三十三万三千円だと思います。しかし、振興交付金と調整交付

金を充てていくと七千六百三十三万六千円ということになりますと七百九十九万七

十円というものがどこから出たのかという疑念が出てくるわけです。都の方

の金が来たので、いままで一般財源から充当していたものを振りかえて一

般財源が減になるという、何か八百万円ほどどこからこういうふうに出

たのか、合わないので、それをお尋ねしたいのです。

○議長（末次性男君） 十一時まで休憩いたします。

午前十時四十八分 休憩

午前十一時二分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。